

独立行政法人建築研究所
平成23年度業務実績評価調書

平成24年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
1. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置		—		
(1) 研究開発の基本的方針		—		
① 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応 ・下記に示す研究開発を重点的研究開発として、重点的かつ集中的に実施する。 ア) グリーンイノベーションによる持続可能な住宅・建築・都市の実現 イ) 安全・安心な住宅・建築・都市の実現 ウ) 人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生 エ) 建築・都市計画技術による国際貢献と情報化への対応 ・研究所全体の研究費のうち、概ね75%を充当する。	・中期計画に示す重点的研究開発課題に該当する研究開発を推進し、明確な成果を早期に得ることを目指すため、本年度においては、個別研究開発課題（新規11課題）を的確に実施することとし、研究所全体の研究費（外部資金等を除く）のうち、概ね75%を充当する。 ・研究所として、重点的研究開発課題の進捗状況を適切に管理する。	S	・重点的研究開発課題に対して、研究所予算の79.2%を充当し、今後の低炭素社会における先進的なエコ住宅に関する技術的知見など、建築基準法の技術基準に反映される実績をあげたことは評価できる。 ・東日本大震災の対応を精力的に実施し、津波に対する防災対策の研究は津波防災地域づくり法に基づく技術指針として反映された。さらに震災直後より実施した被害調査について24年5月に公表し、復旧、復興に関する国の関連行政施策の立案や技術基準の策定等における有用な基礎的資料として活用されたことは評価できる。 ・天井の課題についても、耐震対策のための評価方法を提案し、体育館等の安全性の向上に大きく貢献したことは評価できる。	・他機関との積極的な連携を期待する。 ・RC構造物が横倒しになるメカニズムの解析をはじめ、一層の研究を進められたい。 ・昨今中古マンション市場等が活発化してきている現象が見られることから、既存建築を再利用するに当たり、単に外部の化粧直しで、内部の安全性が顧みられない物件が、市場に出まわることがないよう、既存建築ストックの再生・活用を促進するための制度的・技術的課題の解析と技術基準に関する研究を進められたい。

			<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に示された重点的研究開発課題に対応する 11 の個別研究開発課題に加え、社会的要請の高い課題として新たに 2 課題を加え計 13 の課題に精力的に取り組んだことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震対策だけでなく、今後もあり得る地震・津波や昨今の竜巻被害、都市の高温対策など幅広い研究をさらに期待したい。 ・今後急速な人口減少が進行する中で新築、中古、廃屋などのあり方、活用の提案を期待する。
<p>② 基盤的な研究開発の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築・都市に関する技術の高度化や研究所のポテンシャルの向上などに必要となる基礎的・先導的な研究開発を、競争的資金等外部資金も活用しながら、中長期的視点に立ち計画的かつ積極的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、住宅・建築・都市に関する技術の高度化や研究所のポテンシャルの向上などに必要となる基礎的・先導的な研究開発（基盤的研究開発）について、競争的資金等外部資金も活用しながら、中長期的視点に立ち計画的かつ積極的に実施する。 	<p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金による 27 課題、競争的資金による 37 課題を実施し、着実に成果を挙げていることは評価できる。 ・建物を対象とした強震観測を拡充し、東日本大震災では数多くの貴重な観測記録を収集し、それらを取りまとめて公表した。さらに、竜巻等強風被害を軽減させるため、種々の屋根葺き材等の風圧力に対する構造計算の確認表や風力早見表を提案した。また「蓄エネルギーを考慮した街区エネルギー需要ネットワークの運転最適化に関する研究」を推進しており、社会的要請の高い課題への重点配分をしつつも、行うべき基盤的研究を怠らずに進めていることは評価できる。 ・建築学会等の各種委員会、建築研究開発コンソーシアム、さらに CIB 等にも役職員を派遣し、シーズの発掘への取組は評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 11 月に策定された「第三期中期目標期間における基盤的研究開発の実施計画」との対応を明確にされたい。 ・地震、温暖化、都市の高温対策についてはよく研究されていたが、津波や竜巻、頻発する予想外の大豪雨等への研究、警告は十分ではなかったように思うので、今後の充実を期待する。 ・重要テーマの一つと考えられる居住地の景観性向上に関しては、組織連携を含め計画的に取り組まれない。 ・東日本大震災を受けて取り組んだ津波避難ビルの構造安全性等に関する基礎的検討、及び非構造部材の耐震性に関する研究は、基礎的研究として行われていることから、震災前に予定していた基盤的研究の推進への影響が懸念される。国は追加的な予算、人的資源の投入を検討してほしい。

(2) 研究開発を効率的・効果的に進めるための措置		—		
<p>① 他の研究機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との共同研究を、中期目標期間中の各年度において40件程度実施する。 ・国の機関に加え大学、民間研究機関等との人事交流を推進するとともに、テニュアトラック制度による若年任期付研究者の採用を計画的に推進する。 ・客員研究員又は交流研究員として、毎年度35名程度の研究者を受け入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発テーマの特性に応じ、外部の研究機関等との共同研究を積極的に実施する。本年度においては40件程度の共同研究を実施する。 ・国の機関に加え大学、民間研究機関との人事交流を推進するとともに、テニュアトラック制度による若年任期付研究者の採用を計画的に推進する。 ・客員研究員又は交流研究員として、国内の大学や民間研究機関等から35名程度の研究者の受入れを実施する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究については、45件と目標を上回っている。前年度と比較して件数は減少しているが、新規数は逆に増加しており、積極的な取組は評価できる。 ・テニュアトラック制度により1名を新規採用するとともに3名のテニュア移行を実現し、計41名の客員・交流研究員を受け入れるなど、目標の35名程度を上回ったことは評価できる。 ・国交省の行政施策への反映のため、法規上の技術的課題に産学官と連携して取り組み、多くの成果を上げている点は、建築研究所の本来目的に叶うもので評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマの多様性等を考え、他機関との更なる連携を検討されたい。 ・国際的にも関心がもたれている巨大災害について、地震、津波などの調査と被害対策を国際的機関とこれまで以上に連携されたい。
<p>② 研究評価の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究課題の選定及び研究開発の実施にあたっては、内部評価と外部評価により、事前、中間、事後の評価を行い、当該研究開発の必要性等について評価を受ける。 ・その際、他の研究機関との重複排除を図る観点から、関連研究機関の研究内容等を事前に把握する。 ・研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究課題の選定及び研究開発の実施にあたっては、研究所の研究評価実施要領に基づき、自己評価、内部評価及び外部評価を適切に実施し、評価結果を適切に反映させる。 ・その際、他の研究機関の研究開発との重複排除を図る。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・計画が着実に実行されているほか、平成23年度当初から開始される新規課題の事前評価より内部評価結果の公表を開始し、より一歩踏み込んだ取組がなされている。また、これらの評価に際しては、関連研究機関の研究内容等も事前に把握した上でやっていることは評価できる。 ・外部有識者委員会による評価を踏まえ、トップマネジメントによる研究成果の反映という手順が確立され、着実に実施されていることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発テーマの重複については、基礎から応用まで考慮すれば、普遍性や特殊性の度合いによって判断する必要があり、困難な点も多いが、そこまで踏み込んで更なる取組に努められたい。 ・自己評価、内部評価、外部評価については可能な限り公表し、外部からの意見聴取も検討されたい。 ・研究課題が分かりやすいように業務実績評価書の記載を工夫されたい。長周期地震動に関する研究が複数あるが、一般人には違いがわかりにくい。

<p>③ 競争的研究資金等外部資金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所として引き続き「一人一件以上申請」の目標を掲げるとともに、研究代表者として他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより獲得に努める。 ・これにより、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、自己収入の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標及び中期計画等に基づき組織的かつ戦略的に取り組み、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上と自己収入の確保に努める。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一件以上申請する取り組みは評価できる。 ・昨年度並みの獲得状況であり、研究所として新規獲得に多大な努力したことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金を獲得することが難しい状況にあるため、さらなる資金獲得の努力をされたい。 ・運営費交付金が削減されていく中で、獲得手法の更なる検討をされたい。 ・一般的に少額の競争的資金は獲得しやすいため、1件あたりの獲得額が必ずしも多額ではない現状は、注意が必要。
(3) 技術の指導及び成果の普及				
<p>① 技術の指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築研究所法第14条による指示があった場合は、法の趣旨に則り迅速に対応する。 ・先導的技術の評価業務、国の技術基準の作成に係る技術的支援、災害調査など緊急性、基準作成との関連性及び中期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先導的技術の評価業務、国の技術基準の作成に係る技術的支援、災害調査、受託研究などについて、緊急性、基準作成との関連性及び中期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して実施する。 	S	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災翌日より、40チーム、のべ96名の職員を現地に派遣し、建築物の被害調査を実施したほか、被災者生活再建や安全・安心なまちづくりに関する国・地方公共団体に対する技術的支援、津波防災地域づくり法制定への技術的支援など、緊急性の高い要請に応えて精力的に活動したことは評価できる。 ・「住宅・建築物省 CO2先導事業」、「長期優良住宅先導事業」の評価業務を実施したことは評価できる。 ・東日本大震災後の被害調査、液状化対策などの被災地への都市計画に関するアドバイスなどは評価できる。 ・限られたマンパワーの中で先導的技術評価や指導を積極的に実施していることは評価できる。 ・東日本大震災の影響の調査を迅速に実施し、研究成果が技術的支援に結び付いていることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災からの復興・復旧に際しての技術的な支援体制を整えられたい。 ・津波後の高台移転の問題や、仮設住宅のあり方など、地域に即したアドバイスなど復旧へのイニシアティブに期待したい。

<p>② 成果の普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成を通じて技術基準の普及に協力する。 ・成果報告書や広報紙の作成、それらのホームページを通じた発信、成果発表会の開催、学会での論文発表、施設の一般公開、適切なニュースリリース等を通じたメディアでの発信などの様々な広報手段を活用し、成果等の効率的かつ効果的な普及・広報活動を展開する。 ・成果発表会については、発表会の開催、国際会議の主催等を通じて、毎年度10回以上の発表を行う。 ・査読付き論文については、毎年度60報以上を目指す。 ・毎年度2回研究施設の公開日を設け、広く一般公開する。 ・研究所のホームページについて、毎年度450万件以上のアクセス件数を目指す。 ・知的財産権を適切に確保するとともに、普及活動に取り組み活用促進を図る。知的財産権の管理及び審査に当たっては、客観性、公益性の確保に努め、知的財産権を保有する目的を明確にした上で、登録・保有コストの削減等を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的研究開発の成果等について、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成を通じて技術基準の普及に協力する。 ・成果報告書や広報紙の作成、それらのホームページを通じた発信（目標：アクセス件数450万件以上）、成果の発表会の開催（目標：10回以上）、学会での論文発表（目標：査読付論文60報以上）、施設の一般公開、適切なニュースリリース等を通じたメディアでの発信などの様々な広報手段を活用し、建築関係者のみならず広く国民に対し、成果等の効率的かつ効果的な普及・広報活動を展開する。 ・知的財産ポリシーに基づき、成果に関する特許等の知的財産権を適切に確保するとともに、それら知的財産の普及活動に取り組み活用促進を図る。 	S	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に関連して、調査報告会やシンポジウムの開催、調査・分析結果報告書及び解説書の刊行など質量ともに優れた成果の普及・広報活動を行ったことは評価できる。なお、これらの成果はHPにも公表し、アクセス数は目標を超える585万件であり、大きな関心を呼んだ。 ・査読付き論文数の発表も目標を上回る79報の実績を残したことは評価できる。 ・ほかに、LCCM 住宅の一般向け見学を7回開催したことは成果の普及活動として評価できる。 ・東日本大震災は国際的関心も非常に高かっただけに国内のみならず、国際社会に向けて巨大災害の実態や今後の対策について国際シンポジウムを開催したことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の方々にも理解出来るような平易な表現での成果発表・普及に取り組みたい。 ・より多くのシンポジウム、講演会を海外で開き、国際的な成果の普及に関する取組を進められたい。 ・精力的に活動されてはいるが、限られた人員で実施するために、アウトソーシングの方法などについて検討されたい。 ・原発事故で建屋などが大きな被害を受けたが、原発事故に関する施設被害や周辺地域の住宅被害などを研究所の立場から評価できないか検討されたい。
--	--	---	--	---

<p>(4) 国際連携及び国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の研究機関等との共同研究は、二国間の取決である科学技術協力協定等に基づいて行う。 海外からの研究者については、毎年度20名程度を受け入れる。 耐震技術、環境技術などの成果の国際的な普及や規格の国際標準化への支援等を行うことにより、アジアをはじめとした世界への貢献に努める。 研究開発の質の一層の向上を図るため、職員を国際会議等に参加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の研究機関等との共同研究、人的交流などの研究交流を進めることとし、海外から20名程度の研究者の受け入れを実施する。 建築環境技術研修等により環境技術などの成果を広く海外に普及させるとともに、各種規格の国際標準化への支援等に対応し、アジアをはじめとした世界への貢献に努める。 研究開発の質の一層の向上を図るため、役職員をCIB（建築研究国際協議会）、ISO（国際標準化機構）、RILEM（国際材料構造試験研究機関・専門家連合）等の国際会議等に参加させる。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 海外から、目標を上回る22名の研究者・研修生を受け入れたことは評価できる。 ISO、CIB等の国際会議に34件、延べ52名の役職員を派遣したほか、RILEMにおいて研究所が理事メンバーとして参画したことは評価できる。 アジア等蒸暑地域を対象に建築環境技術研修を実施しているほか、アジアを中心に海外研究者等235名を視察のため受け入れたことは評価できる。 東日本大震災における被害調査報告・分析結果を英語訳し、ホームページで公開することで世界に向けて情報発信したことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本でまだ経験の浅い竜巻等の災害について、それらの体験国であるアメリカなどと協力する体制を検討されたい。 原発、大地震、大津波等の社会不安に対し、国際協力を強化することで、日本が最高の安全基準を保持できるよう期待する。 研究開発した技術の国際標準化への取組を検討されたい。 個々の取組は評価できるが、全体の戦略が見えにくいので、組織として方針を明確にした上で、戦略的に取り組まれたい。
<p>(5) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動</p>		—		
<p>① 国際地震工学研修の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力機構等との連携により、長期・短期あわせて毎年度30名程度の研修を実施する。 研修内容の充実に努めるため関連研究を着実に実施するとともに、世界で発生した大地震に関するデータベースや英語講義ノートの充実・公表等により、研修の広報・普及と研修効果の充実に努める。 途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的実施に 	<ul style="list-style-type: none"> 国際協力機構等との連携により、開発途上国等から長期・短期あわせて30名程度、及び中国四川大地震への震災復興支援策である中国耐震建築研修について20名程度の研修生を受け入れる。そのうち、長期の研修である「地震工学通年研修」については、政策研究大学院大学と連携して修士号を授与するプログラムとして実施する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の発生後にもかかわらず目標を上回る34名を受け入れ、地震学、地震工学、津波防災等の国際地震研修を実施し、地震工学に関する技術者の育成を行っており、このうち通年研修では政策研究大学院大学と連携し、20名を受け入れ、全員に修士号を取得させていることは評価できる。 中国四川大地震の復興支援策である中国耐震建築研修を実施しており、平成23年度は東日本大震災とその後の原発事故の影響もあり、目標を若干下回ったものの14名を受け入れた 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の体験を広く海外に伝え、地震工学分野では日本はトップ水準にあることを世界に示せるよう引き続き努力されたい。 国際地震工学研修は特に途上国の発展に大きく寄与するものであり、貴重で優れた模範例として、今後ますますの発展に期待する。

<p>引き続き努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修に関連する研究を着実に実施し、開発途上国等における地震防災対策の向上に資するよう研修内容の更なる充実等を図るとともに、全世界で発生した大地震に関するデータベースの構築などを進め、研修の広報・普及と研修効果の充実を図る。 ・途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするための検討を行う。 		<p>ことは評価はできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震学や地震工学に関する国際ワークショップ等の開催、全世界で発生した大地震に関するデータベースの更新、国際地震工学コースの講義ノートの充実・公表、Eラーニングシステムの導入、さらには元研修生との情報交換の活性化などを行い、日本の地震防災技術を発展途上国に普及させることに努めていることは評価できる。 ・研修効果の定量的把握に関して研修修了生にアンケートを実施し、80%を超える回答者から「大変有益」との高評価を得ていることは評価できる。 ・充実した研修を行っていることはもちろん、研修を充実させることを目的とした研究を基盤研究として行っていることは評価できる。 	
<p>② その他の国際協力活動の積極的な展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、諸外国からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を推進する。 ・地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など国際協力に資する活動を行うとともに、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）による建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクトの中核機関として、地震防災関係の国際ネットワークづくり等に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国からの研究者を積極的に受け入れるほか、諸外国からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を推進する。 ・地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など国際協力に資する活動を行うとともに、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）のプロジェクトの推進に努める。 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAによる専門家派遣制度を通じて、中国、エルサルバドル等6か国への7名の派遣、UNESCOプロジェクトの推進、建築・住宅地震防災国際プラットフォームへの参加など、国際協力活動を積極的に展開していることは評価できる。 ・途上国への耐震工学研修に引き続き様々な技術要素を、国際交流等で推進していることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力は可能な限り広く深く進められたい ・世界の文化遺産等の補修への建築技術支援や助言活動を活発化させることも期待したい。

<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>		—		
<p>(1) 効率的な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発ニーズの高度化、多様化等への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。 研究支援業務の質と運営効率の向上を図るとともに、管理部門の職員数を抑制する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発ニーズの高度化、多様化等への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。 研究支援業務の質と運営効率の向上を図るとともに、管理部門の職員数を抑制する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 従前からのフラット制や、トップマネジメントによる組織運営に取り組んでおり、着実に効率的な組織運営を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の社会情勢等により、調査研究に関する予算や人件費は一層削減される見込みであるので、組織の効率的運営について抜本的見直しを検討されたい。
<p>(2) 業務運営全体の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き情報化・電子化及び外部への委託が可能な業務のアウトソーシングの推進等、業務の効率化により、高度な研究の推進が可能な環境を確保するとともに、適正な運営管理を進める。 内部統制については、引き続き充実・強化を図る。 対価を徴収する業務については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その算定基準を適切に設定する。寄附金については、受け入れの拡大に努める。 業務運営全般を通じ経費の節減を進めるものとし、運営費交付金を充当し行う業務については、一般管理費について、平成22年度予算額に対し、平成27年度までに15%、業務経費について、平成22年度予算額に対し、平成27年度までに5%に相当する額を削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き電子的情報共有システムの一層の活用等による情報化・電子化、研究施設や庁舎の保守点検業務等外部への委託が可能な業務のアウトソーシングの推進等、業務の効率化により、高度な研究の推進が可能な環境を確保するとともに、適正な運営管理を進める。 内部統制の充実・強化、対価を徴収する業務における受益者負担の適正化を実施するとともに、寄附金の受け入れ拡大に努める。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額については、平成22年度予算に対し3%削減した予算額の範囲内で経費の節減に努める。また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額については、平成22年度予算に対し1%削減した予算額の範 	A	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水費の削減等に取り組み、一般管理費及び業務経費とも予算に定める範囲内（一般管理費3%、業務経費1%の削減）で適切に執行されたことは評価できる。 節電対象期間に節電に努め、需要設備電力に対して52%の節電を行なったことは評価できる。 随意契約はほぼ前年度並みであるが、一者応札は55.2%（前年度70.3%）で大幅に改善していることは評価できる。 つくば市内の国交省関連5機関による共同調達などの工夫は評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一層の契約の適正化に取り組まれたい。 本来組織として取られているべき対策について不備なものがないか、十分に点検して必要なものについては速やかに対策を講じられたい。 業務効率化検討会議などを立ち上げ、できるだけ無駄を改善するよう努めることは、進められたい。 運営交付金の削減が進む中、研究開発業務の合理化も必要とされるが、アウトソーシング・随意契約等の経費運用にも配慮されたい。

<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約等見直し計画を着実に実施するなど、契約の適正化に向けた取組を推進するとともに、業務運営の効率化を図る。 ・契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する。 	<p>圏内で経費の節減に努め、これらにより効率的な執行を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約等見直し計画を着実に実施するなど、契約の適正化に向けた取組を推進するとともに、業務運営の効率化を図る。 ・契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 <p>・国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する。</p>			
<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画</p> <p>4. 短期借入金の限度額 ・限度額は、単年度300百万円。</p> <p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 ・保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算 ・収支計画 ・資金計画 <p>・予見し難い事故等により資金不足となった場合、300百万円を限度として短期借入を行う。</p> <p>・保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・収支・資金については適正に計画され執行されていることは評価できる。 ・随意契約等も見直し計画に沿って、着実に実施されていると評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の特殊性から1者応札1者応募の割合が高いのはやむを得ないところであるが、応募条件などによる更なる見直しに取り組みたい。 ・予算（計画）と実績は、1つの表で対比する形式とされた。また、予算（計画）と実績の差に関する説明内容の充実を図られたい。

<p>う。</p> <p>6. 剰余金の使途 ・中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (3) 積立金の使途</p>	<p>・中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。</p>			
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画 ・実験施設等の外部の機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。そのため、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者側に立った情報提供を行うとともに、利用料に関する受益者負担の適正化を図る。 ・研究開発の内容に応じて、外部研究機関の大型実験施設を活用する。 ・施設整備計画に基づき、施設等の計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し得るよう、適切な維持管理に努める。 ・保有資産の必要性について、不断に見直しを行う。</p> <p>(2) 人事に関する計画 ・効率的な業務運営を行うため適正</p>	<p>・実験施設等の外部の機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。そのため、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者側に立った情報提供を行う。 ・施設整備計画に基づき、施設等の計画的な整備・更新等を行うとともに、適切な維持管理に努める。</p>	<p>—</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・利用料の改定を行うとともに、貸し出しを周知していることは評価できる。 ・施設貸し出しの収入額は、前年度より延びており、また保有施設の見直しなども行われて、着実な実施状況にあると評価できる。</p> <p>・給与水準は給与規程上国家公務員と同等であり、適切に取り組んでいるこ</p>	<p>・実験施設等の外部利用に関しては、共同利用・共同研究などの年次マップを広く提示し利用者のモチベーションを高める努力を更に進められたい。</p> <p>・人事交流や任期付研究員の採用に取り組まれたい。</p>

<p>な人員配置に努めるとともに、多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境の形成に資する取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発業務の推進のため、人事評価システムにより職員の意欲向上と能力の最大限の活用等を図る。 ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、取組状況を公表する。 ・人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」に基づき、平成23年度まで削減を継続する。 	<p>適正な人員配置に努めるとともに、多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境の形成に資する取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発業務の推進のため、人事評価システムにより職員の意欲向上と能力の最大限の活用等を図る。 ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、取組状況を公表する。 ・人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」に基づき、平成23年度まで削減を継続する。 		<p>とは評価できる。なお、平成17年度決算額に対し平成23年度は5.1%の削減であり、前年度の5.6%から削減率が落ちているが、これはやむを得ない事由によるものと認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き総人件費の削減に努められたい。
---	---	--	--	--

<記入要領> ・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

- SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
- S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
- A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：15項目） （15項目）

SS	0項目	
S	3項目	
A	12項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

○研究開発関連

- ・社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の79.2%（目標は概ね75%）を充当し、今後の低炭素社会における先進的なエコ住宅に関する技術的知見など、建築基準法等の技術基準に反映されるような優れた実績を上げていることは評価できる。
- ・東日本大震災に関連した研究を人的・物理的制約の中で効果的に行った実績は評価できる。
- ・特に、津波に対する建築物の安全性の向上及び天井の安全性向上に関する研究開発を速やかに立ち上げ、東日本大震災の対応を積極的に実施し、津波に対する建築物の安全性の向上の課題において非常に短期間のうちに技術資料をとりまとめ、震災発生からわずか9カ月後に津波防災地域づくり法に基づく技術基準として反映されていることは評価できる。
- ・この他、長周期地震動予測式の検証と改良版の提案、3連動地震を想定した超高層建築物等の応答値レベルを把握したことも優れた実績と評価。人的・物理的な制約の中で効果的に行っていることは評価できる。
- ・東日本大震災における建築物被害調査を、国の要請をうけて震災翌日より実施しており、平成23年度末までに40チーム、のべ96名の職員を派遣しているほか、被災者向け災害公営住宅の基本計画策定に対する技術的支援等の国や地方に対する技術的支援を積極的に実施し、優れた実績を上げていることは評価できる。
- ・東日本大震災に関する被害調査の結果や研究開発の成果など有益な情報を迅速に広く提供するため、報告会、講演会等の開催や報告書等の公表を積極的に行ったことは評価できる。
- ・海外から目標を上回る22名の研究者・研修生を受け入れたほか、ISO、CIB等の国際会議への役員派遣、アジア等蒸暑地域を対象にした建築環境技術研修の実施等、国際連携・国際貢献に努めていることは評価できる。
- ・開発途上国から研修生を受け入れ、地震学、地震工学、津波防災に関する地震工学通年研修や、中国四川大地震の復興支援策である中国耐震建築研修を実施し、地震工学に関する技術者の育成を精力的に行っていることは評価できる。

○業務運営の効率化関連

- ・効率的な組織運営、契約の透明性・公平性の確保、予算の適切な範囲での執行、内部統制の確保、適正な人員管理など、業務運営の効率化に着実に取り組んでいることを評価。
- ・以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・巨大地震の発生が予測されていることから、特に超高層建物の安全対策、都市機能のあり方など社会的見地から課題設定した研究開発などに取り組まれない。
- ・予想されるCO2増加による環境問題への対策等に取り組まれない。
- ・東日本大震災からの復興・復旧に向けての技術的支援に省庁横断的な体制で取り組まれない。
- ・これまで耐震対策、温暖化対策などその時節に合った課題を適切に取り上げてきたが、大地震、大津波、竜巻、大集中豪雨など過去からでは想定しにくい問題が次々に生じていることから、想定外と思われるような課題にも先進的に取り組んでいただきたい。
- ・また、最近の都市部のヒートアイランド現象は異常である。地方分散や一極集中の都市化、高層マンションや息苦しい都市施設、建物などへのアドバイス、見直しへの提言も行ってほしい。
- ・電源喪失による機能不全の危険性など、一般の方が気付かない危険性について、警告を発し、社会的に問題提起していくのも研究所の役割の1つであると考え。
- ・災害対応時は、動的要素を加味して検討しないと現実的なものにならないことが多い。これからは可動性のある建物や復旧に要する資材の動きなどモビリティの要素を取り入れた研究テーマに取り組んでどうか。
- ・途上国への建築技術開発支援などが着実に実施され、社会貢献度は高く評価されていると認められる。
- ・予算、人材は今後増えていくことはないだろう。今のままの発想で運営していくと薄く広い研究しか取組めないような気がするので、今後はもう少し対象を絞って研究していくことも検討すべき。

(その他)

- ・巨大災害、少子高齢化、地球環境問題、業務経費・人員の縮減等、激動期の現況を克服する諸方策の検討と実施に期待する。
- ・突発的な事象に対応する場合は、国からも追加的な予算や人材を投入するなどのバックアップを検討してほしい。
- ・国庫返納が原則となっている剰余金について、研究所で柔軟に研究費用に充てられるようにするなど、研究所の業務運営のモチベーションが上がるような制度設計が検討されるべきと考える。

<p>総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)</p> <p>A</p>	<p>(評定理由)</p> <p>個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定はAとする。</p>
---	--

	実績	評価
1 政府方針等	<p>大型実験施設については、平成23年度においても他法人の実験施設を活用した。平成24年度以降も必要に応じて積極的に活用する予定。</p> <p>平成22年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化した。また、その旨を第3期中期計画において明記するとともに、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価を行っている。事業規模については、平成24年度及び平成23年度は、平成22年度に比べて縮減している。</p> <p>政府の方針を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としているところ。なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)により、土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の5法人を平成26年4月に統合することとされている。</p> <p>研究開発課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行ってきたところであるが、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し、研究開発の重点化と他の研究機関との重複排除の観点から、建築研究所が実施する必要性を評価項目として明記した。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表するとともに、予算配分に当たって適切に反映させている。</p>	<p>法人の取組は評価できる。</p> <p>今後も、研究開発にあたっては、改正した研究評価実施要領に基づき、建築研究所が実施する必要性や他の研究機関との重複排除の観点から研究評価を適切に実施し、民間や大学にはできない調査研究への特化に取り組まれない。</p>

	実績	評価
<p>○ 政独委が国土交通大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。</p>	<p>(研究業務の重点化) 建築研究所の研究業務については、平成22年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化した。また、政府の方針を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としているところ。なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)により、土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の5法人を平成26年4月に統合することとされている。</p> <p>(業務の効率的・効果的实施) 平成22年11月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価を行っている。研究の実施に際しては、研究の一部を他の機関と共同で取り組むことが効果的・効率的であると見込める場合には、共同研究協定を締結し、適切な役割分担の下で共同研究を実施している。</p> <p>国際地震工学研修については、研修効果についてアンケートを実施し、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的实施に努めている。</p> <p>(特許等の知的財産権の適正管理) 特許等の知的財産権については、その取扱いに関する基本方針(知的財産ポリシー)を平成22年度に作成し、平成23年4月より同方針に基づく知的財産権の適切な所得・活用・管理に取り組み、客観性、公益性の確保に努めている。</p>	<p>研究開発にあたっては、改正した研究評価実施要領に基づき、建築研究所が実施する必要性や他の研究機関との重複排除の観点から研究評価を適切に実施し、民間や大学にはできない調査研究への特化するなど法人の取組は評価できる。</p> <p>また、特許等の知的財産の適正管理等の観点から、知的財産ポリシーを策定し、それに基づき知的財産権の適切な所得・活用・管理に取り組んでいることは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>(効率化目標の設定等) 業務運営全般を通じ経費の節減を進めるものとし、運営費交付金を充当して行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、具体的な目標を以下のとおり中期計画において設定している。</p> <p>ア)一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前中期目標期間の最終年度(平成22年度)予算額に対し、本中期目標期間の最終年度(平成27年度)までに15%に相当する額を削減する。</p> <p>イ)業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに5%に相当する額を削減する。</p> <p>また、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえた民間競争入札の対象として、平成24年4月からつくば市内の国土交通省関係3機関により施設管理・運営業務について一括調達を行うための手続きを行い、経費削減の推進を図った(平成24年4月より業務開始)。</p> <p>(給与水準の適正化) 俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、引き続き国に準じて厳しく運用する。</p> <p>(契約の点検・見直し) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。</p>	<p>中期計画に業務運営に係る経費の節減を明記し、着実に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>給与水準は国家公務員の給与と同等である。</p> <p>また、契約の点検・見直しについては、「随意契約見直し計画」を着実に実施していることや、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)に基づき、HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保していることは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>(保有資産の見直し等)</p> <p>第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこととしている。また、知的財産権についても、第3期中期計画において、知的財産権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減等を図ることとしている。(内部統制の充実・強化)</p> <p>建築研究所では、理事長が組織、予算、人事、研究開発など業務運営すべてについて意思決定をしている。</p> <p>理事長は、所内会議等により、組織にとって重要な情報等を適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底している。また、情報の共有化に努めるとともに、法人のミッションの達成を阻害する要因の把握を行っている。</p> <p>また、監事監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。監事監査結果の報告が行われた際は、理事長はそれに対する措置状況を迅速に作成し、監事等に回答し、直ちに対応を開始した。これら監事監査等の結果及び対応状況は所内会議等を通じて、所内に周知徹底されている。</p> <p>研究評価等においても、理事長自らが研究課題の内容や進捗状況を把握し、必要な見直しを指導したほか、終了した課題に対しても、今後の研究開発や成果の効果的な普及に向けた指導を行い、その結果に基づき、所内研究者は内容の修正など適切に対応した。また、研究評価結果を踏まえ、理事長は研究予算の配分を行っている。</p>	<p>第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断の見直しや、知的財産権の保有目的の明確化を前提とした登録・保有コストの削減等を図ることとしていることは評価できる。</p> <p>また、理事長による役職員への情報共有の徹底、監事監査規程に基づく、内部監査の実施とその報告への対応など内部統制の充実・強化に向けた取組は評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>(その他)</p> <p>複数の候補案件からの選択を要する事業については実施していない。研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表している。</p> <p>また、実験施設等の効率的利用と自己収入の増大を図るため、これらを外部機関に貸し出した。平成23年7月には、適正な受益者負担とするため、料金を改定した。</p> <p>研究開発の実施にあたって、競争的資金等の外部資金の獲得・活用に努めているところであり、20年度途中からは「一人一件以上申請」の目標を掲げて積極的に取り組んでいる。</p>	<p>研究評価結果の公表に努めていることや、自己収入の増大を図るために、研究所の実験施設等の効率的利用及び外部機関への貸し出し、競争的資金等の外部資金の獲得・活用について積極的に取り組んでいるなど、「その他」の取組についても評価できる。</p>
<p>○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直し。</p>	<p>公益法人等に対する会費の支出は、業務の遂行のため、真に必要な最小限のものとしている。</p> <p>また、示された観点を踏まえ、引き続き検証することとしている。</p>	<p>法人の取組は評価できる。</p> <p>今後とも、示された観点を踏まえ、会費の支出の適正化等に取組まれたい。</p>
2 財務状況		
(1) 当期総利益(又は当期総損失)		
<p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p>	<p>当期総利益の発生要因は、技術指導等収入等によるものである。住宅・一般建築・都市に関する技術の向上等の観点から、研究活動の実施状況に留意しつつ、関係機関等からの依頼により適切と認められるものについて技術指導等を行い、研究活動の一環として生じた利益である。</p>	<p>当期総利益の発生要因を明確にしており、それが研究活動の一環で生じた利益であることから法人の取組は評価できる。</p>
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)		
<p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。</p>	<p>当期総利益同様、研究活動の実施状況に留意しつつ、関係機関等からの依頼により適切と認められるものについて技術指導等を行った結果生じた利益剰余金であるため、過大な利益とはなっていない。</p>	<p>利益剰余金が発生しているが、過大な利益とはなっていないことから、法人の取組は評価できる。</p>

	実績	評価
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。
(3)運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	当期の運営費交付金交付額による執行率は95.6%となっており、未執行率は4.4%である。	未執行率は決して高くないことから法人の取組は適切であると評価できる。
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	運営費交付金債務には、契約済繰越が含まれているものである。	法人の取組は評価できる。
3 保有資産の管理・運用等		
(1)保有資産全般の見直し		
ア 実物資産		
○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ)利用実態の把握状況、ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)	保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしており、平成23年度は、保有する資産のうち、各研究グループ等が管理する実験施設・装置類について、使用状況及び今後の使用見込み等について調査を行った。この調査の結果、寿命や経年の陳腐化等により今後の使用見込みのないものは、平成24年度以降、費用を考慮しながら順次廃棄することとしている。	法人の取組は評価できる。 今後も、保有資産の不断の見直しに取り組まれない。

	実績	評価
イ 金融資産		
○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 i) 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ii) 当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	特許等の知的財産を適正管理又は審査するにあたり、客観性及び公益性の確保に配慮する必要があることから、知的財産ポリシーを平成23年4月1日より施行。所内に職務発明審査会(委員長:理事長)を設置しており、職務発明の認定、法定申請の要否、法定申請を行わない場合の普及方法、既存の知的財産権の取り扱い等の審査や検討を行っている。 建築研究所が保有する特許等は、国の技術基準の作成等に必要な知見やデータを得ることを目的とする研究開発を進めていく過程で特許登録等に値する成果が生まれ、かつ、建築研究所が特許を保有することにより第三者又は共同研究者による特許等の独占の防止を図るといった防衛的意味合いが強いものである。	法人の取組は評価できる。 今後も、法人の特許保有の必要性について継続して検討されたい。
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。	今後権利取得後10年を経過した特許等は発明者の意見を聴取した上で、権利を継持する必要性について評価判断手法により権利放棄を含む特許等の保有の見直しを実施する予定である。	法人の取組は評価できる。 今後も、特許の保有の必要性と保有コストの関係を整理した上で、知的財産の整理等に取り組まされたい。

	実績	評価
(2)資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしており、平成23年度は、保有する資産のうち、各研究グループ等が管理する実験施設・装置類について、使用状況及び今後の使用見込み等について調査を行った。この調査の結果、寿命や経年の陳腐化等により今後の使用見込みのないものは、平成24年度以降、費用を考慮しながら順次廃棄することとしている。	法人の取組は評価できる。 今後も、保有資産の不断の見直しに取り組まれない。
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえた民間競争入札の対象として、平成24年4月からつくば市内の国土交通省関係3機関により施設管理・運営業務について一括調達を行うための手続きを行い、経費削減の推進を図った(平成24年4月より業務開始)。 自己収入の向上に係る法人の取組としては、実験施設について、研究開発に支障のない範囲で外部利用を促進することとし、利用者への利便性向上を目的としてHPでPRしているほか、つくば市の住宅・建築関係研究機関の会議や平成24年3月の講演会等で実験施設の紹介資料の配布等を行うなどしている。	施設管理・運営業務の一括調達による経費削減や所有施設の外部利用の推進など法人の取組は評価できる。
イ 金融資産		
a)資金の運用		
○ 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。

	実績	評価
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	特許等の知的財産を適正管理又は審査するにあたり、客観性及び公益性の確保に配慮する必要があることから、知的財産ポリシーを平成23年4月1日より施行。所内に職務発明審査会(委員長:理事長)を設置しており、職務発明の認定、法定申請の要否、法定申請を行わない場合の普及方法、既存の知的財産権の取り扱い等の審査や検討を行っている。	特許等の知的財産の適正管理等の観点から、知的財産ポリシーを策定したことや、所内に審査会を設置して、適宜、既存の知的財産権の取扱等の審査、検討を行っていることから法人の取組は評価できる。
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	保有している特許等を外部機関からより活用されることで自己収入を一層増やすため、所主催の講演会や産学官連携の各種発表会等において積極的に広報を行っているとともに、ホームページにおいて特許の内容を紹介している。	所主催の各種発表会等やHPにおいて積極的に広報を行うなど法人の取組は評価できる。
4 人件費管理		
(1) 総人件費		
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	総人件費改革の取組状況は、平成17年度決算額に対し、平成23年度は5.1%の削減となり、給与水準は給与規程上国家公務員と同等であり、適切に取り組んでいる。 第3期中期計画において「平成23年度まで削減を継続する。また、平成24年度以降についても、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。」として取り組んでいる。	給与水準は給与規程上国家公務員と同等であり、適切に取り組んでいることは評価できる。 なお、平成17年度決算額に対し平成23年度は5.1%の削減であり、前年度の5.6%から削減率が落ちているが、これはやむを得ない事由によるものと認められる。平成24年度においては引き続き削減に努められたい

	実績	評価
(2) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	互助組織はなく、食事補助等の支出もなく、国で支出されていないものと同様の支出の原則廃止が守られており、平成22年5月6日付総務省行政管理局長通知「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」を遵守している。	平成22年5月6日付総務省行政管理局長通知を遵守しているなど福利厚生費に関する法人の取組は評価できる。
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人建築研究所契約業務取扱規程」において、随意契約によることのできる限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めている。	契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めているなど法人の取組は評価できる。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	理事長を委員長とする契約審査会において、仕様書、積算、応募要件、評価基準等が適切であるかどうか、過度な制限が設けられていないかなどの審査を行い、競争性・透明性の高い発注を行った。	発注前には、契約審査会において、発注内容が適切かどうかを審査しているなど法人の契約事務手続に係る取組は評価できる。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえて策定・公表した「随意契約の見直し計画」に基づき、平成20年度から真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行した。また、平成21年度に開催した契約監視委員会の点検結果を踏まえ、平成22年6月に策定・公表した「随意契約等見直し計画」に基づいて、契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施等に取り組んでいる。 平成23年度の随意契約の状況は、8件で37,916千円となっており、その割合は件数ベースで10.0%、金額ベースで5.7%である。これら8件の随意契約はいずれも民間企業等との契約であり、公益法人との契約はなかった。	真にやむを得ないもの以外は一般競争入札へ移行したことや、契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施など法人の取組は評価できる。
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	理事長を委員長とする契約審査会において、仕様書、積算、応募要件、評価基準等が適切であるかどうか、過度な制限が設けられていないかなどの審査を行い、競争性・透明性の高い発注を行った。	発注前には、契約審査会において、発注内容が適切かどうかを審査しているなど法人の契約事務手続に係る取組は評価できる。

	実績	評価
6 内部統制		
○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。	<p>理事長は、所内会議等により、組織にとって重要な情報等を適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底している。</p> <p>監事監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。監事監査結果の報告が行われた際は、理事長はそれに対する措置状況を迅速に作成し、監事等に回答し、直ちに対応を開始した。</p> <p>これら監事監査等の結果及び対応状況は所内会議等を通じて、所内に周知徹底されている。</p>	<p>理事長による役職員への情報共有の徹底、監事監査規程に基づく、内部監査の実施と内部監査報告への対応など内部統制の充実・強化に向けた取組は評価できる。</p>
7 関連法人		
○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。	該当しない	左記実績欄について該当しないことを確認した。

	実績	評価
<p>8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価</p>	<p>建築研究所は、災害対策基本法に基づく指定公共機関として指定されており、防災業務計画の作成または修正、防災訓練の実施等を行うこととされている。これに基づいて、建築研究所では防災業務計画を策定しており、防災に関して執るべき措置等を定め、災害の防止・軽減に役立てるとともに、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図ってきた。また、毎年防災訓練等を実施しており、役職員一人一人が実際の災害等に対応できるように努めてきた。</p> <p>東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）が発生した際には、防災業務計画に基づき、地震災害対策本部（本部長：理事長）を同日中に立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応にあたりるとともに、初動対応を行ってきた地震災害対策本部を理事長の指示により「東日本大震災対策研究推進本部」に移行し、震災に係る復興対策に関する研究等について、的確に推進する体制を整え、推進した。</p> <p>建築研究所では、震災翌日より、国土交通省の要請を受け、国土技術政策総合研究所と連携して、建築物被害調査を実施している。震災以降、平成23年度末までに国土交通省の要請または自主的判断により実施した調査は、40チームのべ96名となっている。</p>	<p>東日本大震災発生の際には、翌日には国土交通省の要請又は自主的判断により、被災地に入り現地調査を行うなど、迅速かつ的確な初動対応を行っており、被災地の復旧・復興に資する取組を行ったことは評価できる。</p>